

## 第9回寝屋川市総合計画審議会議事録

### 1 日時

平成28年2月5日（金）午後1時～2時25分

### 2 場所

市役所議会棟4階 第1委員会室

### 3 出席者

池嶋 聖司、乾 栄嗣、今川 晃、植田 良二、太田 徹、河野 徹也

北川 光昭、木村 容千、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子

住田 利博、田中 優、長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三

野々下 重夫、板東 敬治、平田 一裕、平田 陽子、山下 實、幸 徹

22人（全22人）

《事務局》

8人

### 4 傍聴者

3人

### 5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の最終答申（案）の審議

(会長)

皆様、こんにちは。

本日は、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいま委員 22 人のうち、21 人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立いたしますので、これより第 9 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

それでは、早速ですが案件に移らせていただきます。その前に本日審議をいただきます内容について御説明申し上げます。

始めに平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 6 日までの期間で実施されたパブリック・コメント手続において頂きました御意見と、それに対する市の考え方、またそれらの御意見等を踏まえ変更しました第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（案）について御審議いただき、その後、市に対する最終答申における附帯意見（案）について御審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は最終答申の作成に向け、当審議会としての意見を取りまとめていくことが目的となりますので、その趣旨を御理解いただいた上で御審議を賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、事務局からパブリック・コメント手続の結果について報告を願います。

(事務局)

それでは、ただいまから、パブリック・コメント手続の結果につきまして、御説明させていただきます。

始めに、お配りしております第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（素案）パブリック・コメント手続結果の資料を御覧いただきたいと思います。

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 6 日までの期間で意見の募集を実施いたしましたところ、24 人から 100 件の御意見がございました。そのうち、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（素案）に反映したものは、20 件でございます。

それでは、パブリック・コメント手続の結果を受け、素案に反映したもののみを御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。番号 5 及び 6 につきましては、文章の表現に関するものであり、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、「所有者」を「所有者等」に変更しております。

次に、番号 7 につきましては、「『市街地の防災性の向上』とあるが、他の施策において『市街地の治水機能の向上』とあることから、『市街地の防災機能の向上』に変更すべきではないか」との御意見であり、記載方法の整合を図るため、御意見のとおり「市街地の防災機能の向上」に変更しております。

続きまして 2 ページを御覧ください。番号 9 につきましては、「『対馬江大利線』とあるが、『市道対馬江大利線』又は『都市計画道路対馬江大利線』に変更すべきではないか」との御意見であり、道路の位置付けを明確にするため、御意見を踏まえ、「都市計画道路対馬江大利線」に変更しております。

また、この修正に合わせまして、東寝屋川駅前線につきましても、「都市計画道路東寝屋川駅前線」に変更しております。

次に、番号 11 及び 12 につきましても、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、番号 11 は「関連市」を「関係市」に、また、番号 12 は「自然災害やあらゆる危機事象」を「自然災害を始め、あらゆる危機事象」に変更しております。

次に番号 13 につきましては、「『24 校区』とあるが、『小学校全 24 校区』に変更すべきではないか」との御意見であり、全ての小学校区ということを確認するため、御意見を踏まえ「全 24 小学校区」に変更しております。

続きまして 3 ページを御覧ください。番号 24 につきましても、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、「経済全体」を「社会全体」に変更しております。

続きまして、6 ページを御覧いただきたいと思います。番号 49 につきましては、「『まちづくりの形成』とあるが、『づくり』と『形成』が同義語であるため、『まちの形成』又は『まちづくり』に変更すべきではないか。」との御意見であり、御意見を踏まえ、「まちづくり」に変更しております。

次に、番号 50、51 につきましても、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、番号 50 は「公的住宅等の在り方検討」を「公的住宅等の在り方の検討」、番号 51 につきましてもは「汚水整備」を「公共下水道（汚水）の整備」に変更しております。

続きまして 7 ページを御覧ください。番号 55、57、58 につきましてもは、先ほどの番号 9 と同様に、「都市計画道路対馬江大利線」に変更しております。

なお、番号 55 につきましてもは、当意見に付随して現状と課題、2 段落目の 1 行目にあります「都市計画道路寝屋川駅前線」に変更しております。

続きまして 8 ページを御覧ください。番号 60 につきましても、先ほどの番号 7 と同様に「防災機能の向上」に変更しております。

次に番号 63 につきましても、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、「廃棄物を貴重なエネルギー源として有効活用することが求められています」を「貴重なエネルギー源の 1 つとして廃棄物の有効活用などが求められています」に変更しております。

続きまして、9 ページを御覧ください。番号 68、69 につきましても、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、番号 68 は「少子高齢化」を「高齢化」に、また番号 69 は「雇用就労機会への促進」を「雇用就労機会の確保・促進」に変更しております。

次に、番号 70 につきましてもは、「団体に属さないが広域活動、ボランティア活動に意欲のある市民が存在することから、それらについて記載すべきではないか」との御意見であり、支援制度の活動、講座等を開催していることから、御意見を踏まえ、「多様な団体の活動」を「多様な団体等の活動」に変更しております。

続きまして、11 ページを御覧ください。番号 81 につきましても、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、「職員一人一人の接遇の質の向上」を「職員一人一人の能力と接遇の質の向上」に変更しております。

「一人一人」につきましてもは、行政機関が公用文を作成する場合に、よりどころとされております、用字用語例集を基本として作成しているため、原案のとおり漢字のみで表記することとしておりますので、よろしくお願ひい

たします。

なお、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（素案）に直接関わらない意見が1件ございました。内容といたしましては、全高齢者を対象としたアンケート調査を実施すべきであるとの御要望でありましたが、パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないため、この表には記載しておりません。

以上がパブリック・コメント手続における結果となっております。

なお、後期基本計画（案）の作成に当たり、事務局におきまして軽易な変更を行った内容が3か所ありますので、併せて御説明申し上げます。

次に、この第五次寝屋川市総合計画後期基本計画【最終答申】を御覧いただき、こちらの16ページを御覧いただきたいと思います。この16ページの施策指標のうち、健康寿命に関する指標でございますが、当初、「健康寿命（不健康な期間（平均寿命－健康な期間））」と記載しておりましたが、指標の内容が非常に分かりにくいという御指摘もあったため、「健康寿命（日常生活に制限のない期間）」に変更しております。それに伴いまして、目標値における括弧の記載部分を削除しております。

なお、この「健康寿命（日常生活に制限のない期間）」につきましては、厚生労働省が所管する計画である「健康日本21」でも使用されている文言ですので、そちらと整合を図ることからも、そのように変更しております。

次に、2つ目といたしまして、18ページを御覧いただきたいと思います。こちらの重点取組項目でございますが、「生活保護の適正実施」と「生活困窮者の自立支援」の順番を入れ替えたものです。

次に3点目といたしまして、24ページを御覧いただきたいと思います。24ページ、施策11「子育てしやすい環境を整備する」の重点取組項目「子育て支援の充実」の取組概要を「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援として充実を図ります。」から文言を整理し、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実を図ります。」に変更しております。

説明につきましては、以上でございます。

(会長)

事務局の報告説明が終わりました。ただいまの説明等につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

なお、ただ今、委員が出席されましたので、報告申し上げます。

委員。

(委員)

重点取組項目の「生活保護の適正実施」と「生活困窮者の自立支援」の順番を変えたとのことですが、重点取組項目の記載する順番により取組の優劣があるということですか。

(事務局)

事務局としては、重点取組項目の優劣をつけておらず、今回の変更は、担当課の申出に従って、順番を入れ替えたものでございます。

(会長)

特に他意はないということです。優劣についての根拠としてはないが、配列としての順位を入れ替えて欲しいということです。

委員。

(委員)

今さら変更することに関して、違和感を覚えますので、担当課からの申出であったとしても、その意図等を確認した中での説明をしていただければ良かったと思います。

次に、パブリック・コメント手続についてですが、小中一貫校の設置に関する意見が20件程度出されています。それに対する市の考えが書かれておりますが、市民からはより慎重に議論して欲しいという意見の表れでもあると思いますので、その辺りについては審議会としても一定、理解していただきたいと思いますし、市としても計画を策定するに当たって、慎重に取り扱うべきものであるのではないかと意見として申しておきたいと思います。

(会長)

ほかに、このパブリック・コメントの内容等について御質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、このパブリック・コメント手続の結果については、この内容で確定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の最終答申における附帯意見(案)の審議に入らせていただきます。

まず、平成28年1月15日付けで私から提案させていただきました附帯意見(案)に対し、委員の皆様から頂きました16件の意見の内容とそれらの御意見を踏まえ作成いたしました最終答申における附帯意見(案)について順番に御説明申し上げたいと思っております。

また、項目ごとにその都度協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1ページを御覧ください。

番号1、「総括的事項」の「(1)計画の着実な推進について」において「1行目にある『後期基本計画の』を『後期基本計画は』に変更してもらいたい。」との御意見を頂いております。これに対しましては、後期基本計画は計画自体の策定はもとより、基本計画に位置付けられる各計画の策定をも意味していることから、案のとおりとしたいと考えております。

この件につきまして、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号2でございます。

「(1)計画の着実な推進について」において「3行目にある『社会保障関連経費の増加を見据え、市民の役割と行政の責任を踏まえ』を『社会保障の施策については行政の責任と市民の役割を踏まえ』に変更してもらいたい。」との御意見をいただいております。市が市民や議会と協働で策定をした、みんなのまち基本条例において、「市民、議会及び行政が」の順番に記載されているため、案のとおりといたしたく考えておりますが、何か御意見、御質問等はございますか。

委員。

(委員)

意見を出させてもらったのは、「社会保障関連経費の増加を見据える」という一文について削除していただきたいという趣旨でございます。社会保障関連経費が増加するからという理由で行政の責任、市民の責任を踏まえた施策・事業に取り組むとするのではなく、社会保障の施策全般が今後膨らんでいく中で、行政の責任、市民の役割を踏まえ施策・事業に取り組んでいくという記載内容にした方が良いのではないかという意味合いを込めた提案でございます。

(会長)

「社会保障関連経費の増加」ではなくて、「社会保障の施策について」に変更してはどうかという御意見ですね。

この御意見について委員の皆様はいかがでしょう。

原案では、「社会保障関連経費の増加を見据え」というということで、社会保障の経費が増加していくということが見込まれた中での表現にしておりますが、この部分を「社会保障の施策」と変更し、いわゆる財源や費用に関する内容に言及しないようにするものでございますが、皆様、何か御意見ございますでしょうか。

委員。

(委員)

文末に「施策・事業に取り組まれない。」と記載されていることから、途中で「施策」を入れると二重の表現になるため、原案の方が適切ではないかと思えます。

(会長)

ただいま、委員から原案の方が適切であるとの御意見をいただきました。他に特に御意見がなければこのまま進めさせていただきたいと思えますが、

よろしいですか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号3についてであります。「(2)人口減少への対応について」における「3行目にある『検討されたい』を『示されたい』に変更してはどうか」との御意見でございますが、「示されたい」と変更した場合、今後の計画期間中において具体的な意思決定を公表することを求めることとなり、社会情勢などの動向次第でまちづくりの方向性が変更となる場合もあるため、案のとおりといたしたく考えております。

この件につきまして何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして番号4についてでございます。大綱3「夢を育む学びのまちづくり」において、「『小中一貫校の設置については、必要性、小中一貫校のメリット、デメリットを明らかにし、進め方についても保護者、地域住民・関係者との十分な協議のもとで行われたい。』との内容を追加してもらいたい。」との御意見となっております。

これにつきましては、最終答申における附帯意見の内容であり、計画における個別具体の施策の重点取組項目等への意見につきましては、記載を避けているため、案のとおりといたしたいと考えておりますが、この件につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

委員。

(委員)

小中一貫校の設置については、これまでの審議会で3団体から意見要望書が提出されるとともに、今回のパブリック・コメント手続でも20件近い意見が寄せられている中で、審議会として触れておく必要があるのではないかと思いますので、附帯意見への記載を検討していただきますようお願いいたします。

(会長)

委員から最終答申の附帯意見の中に小中一貫校の設置についての意見を付け加えるべきであるという趣旨の御意見がありましたが、念のため申し上げます

が、小中一貫校の設置については審議会において議論された中で、承認されてこの場に至っております。それを踏まえまして、ただいまの御意見等について何か、皆様から御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員。

(委員)

会長のおっしゃるとおり、附帯意見に各施策における個別具体的内容を記載すると、方向性がまとまらなくなるのではないかと思いますので、御意見にあったような記載は避けた方がよいのではないかと思います。

(会長)

ただいま委員から個別具体的施策についての意見については記載を避けてはどうかとの御意見を頂きましたが、よろしいでしょうか。

委員。

(委員)

小中一貫校に関しては、審議会委員宛にも慎重な審議を求めるとの要望書が提出され、また、パブリック・コメント手続でも20件も意見が出されているので、この事実について審議会における最終答申の附帯意見に記載されてもよいのではないかと思います。

(会長)

ただいま委員から重ねての御意見でございましたが、記載した方がよいとおっしゃる委員がいらっしゃれば御意見を頂きたいと思えます。

特にないようでございますので、案のとおりとさせていただきます。

では、続きまして番号5についてでございます。大綱2「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」において、「2つ目の丸印1行目にある『健やかに生まれ育ち、安心して子どもを産み』を『健やかに生まれ育つよう、また安心して子どもを産み』に変更してもらいたい。」との御意見となっております。

す。

これにつきましては、施策11「子育てしやすい環境を整備する」における現状と課題の1段落目2行目に「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み、育てる」と記載されていることから、それらの表現を引用しているため、案のとおりといたしたく考えております。

この件につきまして何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

委員。

(委員)

これは自分が出した意見ですが、趣旨までお伝えしていなかったのが分かりにくかったかと思いますが、「次世代を担う子どもたちが」が主語になっているとしたら、「安心して子どもを産み、育てる」との部分の文章の流れとしてふさわしくないと思い、意見にあるような文章表現を提案させていただいたものでございます。

(会長)

主語と述語の関係から、一旦区切った方が分かりやすいのではないかという御意見ですね。生まれ育つのは子ども自身であり、子どもを産み、育てるのは保護者、親ということになるということです。

この部分は元々、施策11の文章を引用しているので、ここが変わると施策11も変わってくるということになるのかどうか。事務局の考え方はどうですか。

(事務局)

この部分では、当初は子どもが生まれ、育つということですが、更に、その子どもが育って大人になり、子どもを産み、育てるということの部分も含めているものと考えております。

(会長)

主語が変わるのではなくて、子どもが生まれ育ち、そしてその子どもが成

長して、今度は子どもを産み、育てる立場になるということですね。

委員、よろしいですか。よろしければ、案のとおりとさせていただきます。

それでは、次に、番号6についてでございます。

大綱2「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」におきまして、「2つ目の丸印2行目にある『民間事業者との連携も視野に入れた』を削除してはどうか。」との御意見となっております。「子ども子育て支援計画」におきまして、「ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、保護者が男女をともに子育てと向き合えるよう、市民、事業者等への一層の普及啓発を行います。」と記載されていることから、その取組を期待しているため案のとおりといたしたく考えております。

この件につきまして何か御意見、御質問等はございませんか。

委員。

(委員)

事業者の中には民間だけではなく、公の事業者も入っていると思いますので、わざわざ民間の事業者ということを入れてしまうより、削除して全体的話にした方が良くのではないかと思います。

また、この全文削除が難しいということであれば、「民間」だけを外していただいても、前後の流れから文章はつながるかと思しますので、検討していただければと思います。

(会長)

ただいまの御意見について、民間又は公的も含めた事業者という意味合いにおいては、そこまで限定的に言及しなくても良いのではないかと思います。ここでは、あえて民間事業者と記載しながら、「民間事業者との連携も」という表現から、公の事業者も含まれていると考えております。

何かほかに御意見はございませんか。特段、御意見がなければこの案のとおりとさせていただきます。

続きまして2ページを御覧ください。

番号7についてでございます。

大綱3「夢を育む学びのまちづくり」において、「1つ目の丸印1行目及び6行目、それから2つ目の丸印1行目にある『学校』を『学校園』に変更してはどうか。」との御意見となっております。

1つ目の丸印の1行目及び6行目につきましては、小中学校だけではなく、幼稚園に関する内容も含んでいるため、御意見のとおり変更し、また、それに伴いまして1行目にある「児童・生徒」を「園児、児童・生徒」に変更いたしたいと考えております。

なお、2つ目の丸印1行目につきましては、施策14「学ぶ力を推進する」において、小中学校を対象としているため、案のとおりといたしたく考えております。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

御意見がございませんので、この案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号8についてでございます。

大綱3「夢を育む学びのまちづくり」におきまして、「『少子化による継続的な子どもの減少を見据え、学校規模の適正化について保護者、地域の意見を聴取する中で、明確な基準を設けて推進されたい。』につきましては、学校規模の適正化の意味するところが分からないため、削除してもらいたい。」との御意見となっております。

これにつきましては、学校規模の適正化とは、今後少子化が見込まれる中において、現在の学校数、校区数等についての検討を行うものであり、その際には保護者、地域の方々の御意見を踏まえ、明確な基準を設けた上で検討してもらいたいとの思いで記載しているため、案のとおりといたしたく考えておりますが、これにつきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

委員。

(委員)

これまでの審議会において、学校規模の適正化に関する議論は一度もされておらず、最終答申の附帯意見として挙げることは問題があるのではないかと思ひ、また、学校規模の適正化の意味するところが分からなかったため、削除をお願いしたということでございます。

(会長)

この項目はあくまでも「夢を育む学びのまちづくり」の中で、教育環境の充実等を踏まえた施策の一環として、将来見込まれる少子化に伴う、様々な問題の解決に向けて取り組む中で、学校規模について、必要があれば、そういった検討も行われるであろうということから、あえて附帯意見として触れたという認識でございます。将来的な教育環境の整備の中では、そういった問題、課題が出てきた時には、そういった一定の計画又は基準を設けて行うべきではないかという意見を付け加えるべきではないかなと認識したところでございます。

委員。

(委員)

審議会の中で審議されていない内容を最終答申の附帯意見に挙げるのは、少し乱暴ではないかと思えます。

(会長)

実は先ほど議論のあった小中一貫校に関する内容と関連しており、今後、小中一貫校の設置が進められると、その地域の様々な関係者の方から不安も当然出てくるかと思えます。そうした中で、当計画の中で位置付けられている以上は、それを一定担保するためにも、一定の基準やルールに基づき、地域、保護者等の合意を得た上で進めていくことは必須になるのではないかと考え方もあり、あえて当項目を入れさせていただいたということでございますので、その点をお酌み取りいただけるかどうかということでございます。

委員。

(委員)

まさに、小中一貫校とセットであるということですか。

(会長)

セットと決めつけているわけではございませんが、そのような側面もあると思います。

(委員)

まだ、寝屋川市の教育委員会として、12学園構想、1中学校2小学校の体制について今後どうするのか方向性が全く出ていない中で、規模の適正化、学校数、校区数の検討というところまで、総合計画で先に踏み込むというのは論理的にも少しおかしいのではないかと思いますし、審議会としての附帯意見ですから、当然審議会の審議の中身で意見を付すべきであって、審議がなかったものについて、改めて審議もせずに載せるということは、少し問題があるのではないかと思います。

(会長)

ただいまの御意見ですが、第五次寝屋川市総合計画は寝屋川市の各種基本計画の最上位に位置する計画にあり、基本的にこの計画に記載されていないことに取り組むことはできません。

したがいまして、必要性に応じて、盛り込んでいくべきことは盛り込むということもあり、これはあくまでも後期基本計画の計画期間中に必ず行うということを前提にしているわけではなく、今後、見直し等が行われるようなときには、是非、この意見を参考にさせていただくというつもりで附帯意見として記載させていただいています。

ほかの委員の皆様からも御意見を頂ければと思います。

委員。

(委員)

今回の総合計画審議会において、小中一貫校、義務教育学校の設置について、皆様の同意があり、計画にも位置付けられております。

それでは、実際にどの地域の学校が、また何校が義務教育学校的に小中一貫校として設置されるのかについては、当然、今後、様々な方々からの御意見を踏まえ、検討されていくものと思います。

ただ、義務教育学校的な小中一貫校が、どれぐらいの規模、どのような校舎配置、位置関係でつくられていくのか、それらについては、学校規模の適正化というところで位置付け、検討していく必要があります、また、項目に記載されているように、一定の基準ということも必要になってくると考えられます。

ですから、これについてはある面で、少し踏み込んだ意見になると思いますが、小中一貫校を設置する上で整備しなければいけない必要条件であると理解しております。

(会長)

ありがとうございます。ほかに何か御意見はございませんか。

委員。

(委員)

学校規模の適正化については、明確な基準を設けるか否かなども含めて、審議会において全く審議されていない中で、ここまで踏み込んで書くということは少し問題があるのではないかと思います。

(会長)

重ねての御意見でございますが、私どもの意図するところは、先ほど申し上げましたように、小中一貫校の設置に関して具体的な事態になったときに校区数又は校区の再編などの問題に直面をした場合に、審議会としての意見を配慮して進めていくことが必要であると考えており、例えば、教育委員会に対して、審議会の意見として小中一貫校の設置を推進するよう働きかけているわけではございませんので、そこは御理解いただければと思います。

委員。

(委員)

素直にこの文言を読めば、もし小中一貫校になっていく、あるいは、既存の学校が再編されることになったときに、我々保護者の意見を聴取していた

だきたいとの思いは当然ありますので、この意見は必要ではないかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。

委員。

(委員)

少子高齢化という中で、学校規模の適正化については、現実化してくる可能性も高く、避けて通れないようなところも出てくると思えますので、当記載については必要ではないかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。大体、今までの御意見の中で集約できるものと思えますがどうでしょうか。

委員。

(委員)

市の施策を推進する上で、地域や保護者の意見を踏まえるというのは当然のことであると思えます。その後に明確な基準を設けた上でとありますが、具体的に会長はどのようなことを想定して明確な基準と記載しているのですか。

(会長)

教育委員会のメンバーではないので、逆にそれを言及することがおかしいかと思えますが、ただ、私の立場で申し上げますと、基本的に将来想定される事態に至ったときに、何の基準もない中で、場当たりのその場しのぎで事業化していくことの方が、理解を得られにくいことから、一般に想定される何かを取り決めする際には、市としての一貫性、根拠が必要はないかということを外観的に申し上げていると御理解いただければと思えます。

では、一定御意見も尽くされたようでございます。採決という形を私は避けたいと思いますので、大方の皆様は御理解いただいているということで、この案のとおりとさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、番号9についてでございます。大綱3「夢を育む学びのまちづくり」において、「1つ目の丸印2段落目について、施設の長寿命化などのハードに関する内容と、社会全体での子どもの体制整備などのソフトに関する内容とが混在しているため、整理してもらいたい。」との御意見を頂いております。

この御意見を踏まえ、1つ目の丸印2段落目の2行目の「教育環境の整備を推進するとともに、学校園、家庭、地域の連携により、社会全体で子どもを育てていく体制の整備に努められたい。」を「教育環境の整備を推進されたい。」に変更するとともに、新たに2つ目の意見として「次代を担う子どもの健全な育成を推進するため、学校園、家庭、地域の連携により、社会全体で子どもを見守り、育てていく体制の整備に努められたい。」を追加したいと考えております。

この件につきまして何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号10についてでございます。大綱6「活力あふれるにぎわいのまちづくり」において、「1つ目の丸印2行目にある『ビジネス手法で』を削除してもらいたい。」との御意見となっております。当項目につきましては、経営手法、いわゆるビジネス手法に基づく支援も施策や重点取組項目にあることから市の施策を一層活用していただきたいとの思いから、「地域住民が主体となって地域の人材、ノウハウなどを活用しながら、地域の様々な課題の解決に取り組めるよう、地域の活性化や雇用の創出に努められたい。」との文章に変更したいと考えております。

この件につきまして何か、御意見、御質問等ございますでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。番号11についてであります。大綱6「活力あふれるにぎわいのまちづくり」において、「農業だけではなく、

商業、工業の活性化、商・工・農の連携協力に関する内容について記載した方が良いため、3つ目の丸印の意見を変更するか、新たに項目を設けるかしではどうか。」との御意見を頂いております。

これにつきまして、3つ目の丸印の御意見では、農業に対する意見のみとなっているため、2行目の「六次産業化等への積極的な支援に努めること」を「六次産業化に向けた商・工・農の連携協力などへの積極的な支援に努めること」に変更するとともに、4つ目の丸印の意見として、「市民に豊かな消費生活を提供し、暮らしの向上を支援するため、市内、商店街などにおける商業の活性化を推進するとともに、市内中小企業における経営支援、ものづくり技術、技能向上に向けた取組など、工業の振興、活性化を図られたい。」を追加したく考えておりますが、この件につきまして何か、御質問等ございますでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号12についてであります。大綱6「活力あふれるにぎわいのまちづくり」において、「3つ目の丸印1行目にある『新規就農者へ支援』を『新規就農者を支援』に変更してもらいたい。」との御意見、また、番号13について大綱6「活力あふれるにぎわいのまちづくり」において

「3つ目の丸印の文頭に『農地を保全し』を追加してもらいたい。」との御意見を頂いております。

これらの御意見を踏まえ、まず3つ目の丸印、「農産物を安定して提供できるよう、農地の保全や、新規就農者への支援を行うとともに、新ブランドの創出及び六次産業化に向けた商・工・農の連携協力などへの積極的な支援に努められたい。」に変更いたしたく考えておりますが、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号14についてでございます。大綱7「市民が主役のまちづくり」において、「1つ目の丸印1行目にある『情報発信に取り組むとともに』を、『発信するとともに』に変更してもらいたい。」との御意見となっております。

まず、1つ目の丸印、1行目の情報発信とは、市の取組に関する内容とし

て表現しているため、案のとおりとさせていただきたいと思いますが、それらの内容をより明確に分かりやすくするため、「市民に関わる様々な情報をより迅速かつ正確に届けられるよう取り組むとともに、市民ニーズに即した行政運営を進めるため、市民の声を的確に把握し、市政に反映させる仕組みの検討を進められたい。」に変更いたしたく考えておりますが、この件につきまして何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきます。

続きまして、番号15についてでございます。大綱7「市民が主役のまちづくり」において「2つ目の丸印2行目にある『地域協働の第2ステージとして成熟度を増した』を削除してもらいたい。」との御意見となっております。

これにつきましては、施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」の現状と課題において、地域協働の取組を一層推進する必要があるとした上で、施策の展開、地域協働による地域課題、解決の支援において、地域住民が自発的に地域課題を発見、共有し解決するための取組の支援を行い、地域協働を効果的に推進するとあるため、案のとおりといたしたく考えております。

これにつきまして何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

委員。

(委員)

まだ、地域協働協議会が設立されて1、2年ですので、第2ステージというところまでいけているのかという思いもありますし、第2ステージと言われてしまうと、地域の方も困惑するのではないかと思います。

(会長)

ただいまの御意見でございますが、ようやく今、皆様の一定の御理解もいただきながら地域の皆様の御協力によって、地域協働協議会が全小学校区で立ち上がったということで、次の段階に進むという中で、よりその動きが深まっていくという意味で、成熟度を増したというような表現をしております。必ずしも、完成したものとか、既に課題がなくなったという意味ではなく、

これから地域協働の取組は一層進めていかななくてはならないという意味で、こういった表現をしているところでございますので、御理解を頂ければと思います。よろしいでしょうか。

御意見がございませんので、案のとおりとさせていただきたいと思えます。

続きまして、番号16についてでございます。大綱7「市民が主役のまちづくり」において、「2つ目の丸印3行目にある『地域協働における組織の在り方について検討するとともに、地域担当職員の人材育成等に取り組みたい。』を『地域協働における組織の在り方について検討されたい。』に変更してはどうかとの御意見を頂いております。

これにつきましては、地域協働の取組を支援する地域担当職員の人材育成につきましては、施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」において取り組むものと記載されているため、案のとおりといたしたく考えております。

この件につきまして何か、御意見、御質問等はございますか。

委員。

(委員)

施策36の重点取組項目「地域協働の推進」の取組概要で、まさに担当職員的能力向上を図りますと書かれている中で、更に人材育成に取り組みたいと記載するとのことですが、先ほどの小中一貫校の議論の中においてもありましたように、重点取組項目について意見するのはルールから外れるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(会長)

能力向上というのは当然当事者能力の向上ということで、地域担当職員御自身が努力される場所でもございますが、人材育成というのは市の責務として取り組むということで、地域協働の取組が非常に重要な事業であるという位置付けから、市の取組をより明確にするために「人材育成」という言葉を使用し、当項目を入れているため、重点取組項目に関する意見とはならないものと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員。

(委員)

意見にあるように「検討されたい」で文章を切ってしまうと意味が分かりにくいという印象を受けます。

(会長)

委員。

(委員)

ルールとして重点取組項目については意見をしないというような話がありましたが、そこをはっきりしていただきたいと思います。

(会長)

先ほどの重点取組項目に触れられていることを附帯意見で言及しないという事はルールとしてあります。

また、委員が指摘されている能力向上という部分に、更に人材育成でかぶせているのではないかといいことで言及しているのではないかといい御指摘ですが、こちらはそのように意図しておりません。市の施策として、地域担当職員の人材育成については積極的に取り組んでいただきたいという意見は、審議会の意見としては馴染むのではないかといい思っております。

決して、ルールを無視して、これはこれで特別であるとの思いはないということでは。

(委員)

取組概要で、地域の課題を地域で解決する、地域協議会の取組を支援するとともに地域担当職員の能力向上を図りますと記載されており、当然それは市が取り組みますという意味になるわけで、人材育成についてはそれに関する意見であると思っております。

(会長)

一度私の方で預からせていただいて、その整合性も踏まえて最終的に御一任いただければありがたいのですが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

では、預からせていただいて、最終答申の附帯意見として取りまとめさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、全般を通じまして、本日頂いた御意見を踏まえ、附帯意見の内容等を決定いたしたいと思えます。

以上で、審議を終了いたします。最後にその他といたしまして、事務局から何かありますか。

(事務局)

本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。今回頂きました最終答申における附帯意見(案)につきましては、御意見を踏まえ軽微な修正も含め、会長と調整させていただいた上で、また調整が整い次第、最終決定として郵送させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、現時点で予定しております軽微な修正があります。市民センターの名称を平成27年12月25日から平成28年1月22日の期間で公募し、1月28日に選考委員会が開かれ、新名称が決定されております。施行については4月1日からとなりますが、今後この計画書等の策定に当たりまして、この市民センターについては新たな正式名称を使用したいと考えておりますので、よろしく願いします。

また、今後のスケジュールについてでございますが、2月23日火曜日、委員の皆様を代表していただきまして、会長の方から市長に最終答申の方を手交していただきまして、当最終答申書を踏まえ、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画を決定させていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

(会長)

ただいま、事務局からも説明がございましたように、本日委員の皆様から頂きました御意見等を踏まえ、最終答申として確定させていただきたいと存じます。なお、確定の際には軽微な修正等も含めて、会長一任ということでよろしくお願ひ申し上げます。

なお、最終答申の内容が確定し、委員の皆様へ郵送させていただいた後、平成28年2月23日火曜日に、皆様を代表いたしまして、私から市長に対し最終答申を手交させていただきたいと存じます。その後、市におきまして後期基本計画を確定した後、計画書冊子の印刷製本が完了いたしましたら、3月下旬ごろに委員の皆様へ郵送される予定と聞いておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今回が最終回でございますので、最後に委員の皆様を代表されます副会長から一言コメントをいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(副会長)

御指名でございますので、一言御挨拶させていただきます。

まずもって、度々、審議会を欠席いたしましたことお詫び申し上げます。

今回審議いたしました総合計画でございますけれども、寝屋川市にとっては最上位の計画ですので、この方向性については、市民も議会もそして行政も共有していく必要があると思います。もちろん方向性ですから、実施の過程においては変更することもあると思いますが、様々な段階で話し合う場を設けながら、着実に進めていただけることを期待しております。

また、以前の審議の中で、この計画相互の関係性についていろんな議論があったと思います。「官僚はなぜ規制したがるのか レッドテープの理由と実態」(ハーバード・カウフマン著、今村都南雄訳)という著書で、行政の手続の煩雑さというのは、もちろん簡素化とか分かりやすさを追求することが重要ですが、一面では公平性とか適正性を守るために行われているものとされていることが書かれてあります。また、縦割りの問題について、縦割りというのは結局、相互の専門領域が維持されていくことですので、これがないと福祉なら福祉のことを考える専門分野がなくなると大変なことになりま

すので、縦割りも重要であるとされております。

何を言いたいかと申しますと、この総合計画でも、様々な部門にまたがった構成に関して議論があるかと思いますが、実施の段階で関連する部署、いわゆる総合調整について、よく議論を行いながら、前向きに進めていただくことを期待しております。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

平成27年7月28日の第1回の審議会から数か月間、非常にタイトなスケジュールにもかかわらず、御多用な時間の合間を縫って当審議会に御出席いただき、慎重御審議を賜りましたことを、改めまして厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

当審議会は、本日が最終回でございますが、今後も委員各位におかれましては、寝屋川市の更なる発展のために御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。第9回寝屋川市総合計画審議会の閉会に当たりましての終了の御挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。